

平成30年度 根室市水道事業及び下水道事業運営委員会次第

1. 日 時 平成30年4月17日（火） 午前10時30分

2. 場 所 根室市総合文化会館 2階 第3講座室

3. 委員会次第

(1) 開 会

(2) 委員長挨拶

(3) 答 申

(4) 市長挨拶

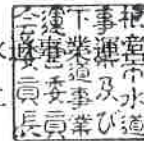
4. 閉 会



平成30年 4月17日

根室市長 長谷川 俊 輔 様

根室市水道事業及び下水道事業運営委員会
委員長 長谷川 敬 二



水道料金の改定について（答申）

平成29年11月22日付けで諮問のあった水道料金の改定について、水道施設の耐震化、老朽化する水道施設の計画的・効率的な更新などの課題に対応するための財源確保や、安心・安全な水の安定供給を行うための水道事業の継続経営について、慎重に審議を重ねた結果、下記のとおり答申します。

なお、留意されるべき事項を付帯意見として申し添えます。

記

- 1 料金体系は、用途口径別料金体系とすることとし、メーター使用料及び基本水量を廃止することが適当である。
- 2 改定の時期は、平成31年4月請求分からとし、算定期間を5年間とすることが適当である。
- 3 水道事業として今後必要となる水道料金の改定率が、平均21.5%程度であるということは理解する。
しかし、水道料金の改定に伴う市民への負担影響額が大きいことから、下記（1）から（4）の項目については、他会計からの資金調達等を検討し、市民負担の軽減を図ることが適当である。
 - （1） 家事用においては、市民生活に直接影響を与えることから、水道料金において配慮することが適当である。
 - （2） 農業経営においては、厚床・落石地区が農業用水使用料として管理されており、その他地域においては上水道による管理となっているところであるが、水利用及び経営内容には差異が無いことから、水道料金においては、全市的な整合性を図ることが適当である。

(3) 公衆浴場は近年減少傾向にあることから、『公衆浴場の確保のための特別措置に関する法律』の規定に基づき、移動手段を持たない生活弱者の生活を守る観点から、浴場用の水道料金においては配慮することが適当である。

(4) 多量の水を使用する利用者においては、負担額が大きくなることから、多量利用者へ配慮することが適当である。

(付帯意見)

- 1 今後の水道事業運営において、より一層のサービスの向上に努められたい。
- 2 水道事業の健全な運営を持続していくため、施設の老朽化対策や耐震化対策等に努められるとともに、更なる業務の効率化と収入の確保に努められたい。
- 3 料金改定に当たっては、使用者の理解が不可欠であり、料金改定の必要性と内容について十分な周知・広報に努められたい。
- 4 現行の水道料金は、昭和56年に改定してから36年が経過している。

この間、事業経営に努力し、料金を据え置いてきたことは評価するが、長期にわたる料金の据え置きは、改定時において大幅な改定率につながるようになることから、今後は5年を目処に経営状況や社会経済情勢などをよく踏まえ、料金体系も含め検証することに努められたい。

【添付資料】

資料 1 諮問書（写）

資料 2 委員名簿

資料 3 委員会開催状況

資料 4 審議会条例

平成29年11月22日

根室市水道事業及び下水道事業運営委員会
委員長 長谷川 敬 二 様

根室市長 長谷川 俊 輔

水道料金の改定について（諮問）

根室市水道事業及び下水道事業運営委員会条例第2条の規定に基づき、次の事項について諮問いたします。

【諮問事項】

- 1 水道料金の改定について
 - (1) 実施日及び平均改定率
 - (2) 水道料金体系の見直し

【諮問の趣旨】

本市の水道事業は、昭和32年12月より根室市上水道として給水開始をし、昭和56年10月に現行の水道料金の改定を行い、消費税増税に伴う軽微な改定を経て現在に至ります。

この間、安定給水の確保、水資源の有効活用、水質管理の充実等に取り組む一方、アウトソーシングによる業務の効率化、職員の縮減及び組織機構の見直しを行い経営の合理化に取り組んできたところでございますが、人口の減少、節水意識の高まりや節水機器の普及などにより料金収入の減少が続いており、今後も減少傾向で推移するものと見込まれるものであります。

今後の水道事業経営を考えると、水道施設の耐震化、老朽化する水道施設の計画的・効率的な更新などの課題に対応するためには財源確保が必要となります。

つきましては、事業を継続し安心・安全な水の安定供給を行うため、水道料金体系の見直しを含めた水道料金の改定について貴委員会の意見を求めるものです。

根室市水道事業及び下水道事業運営委員会名簿

任期 自：平成 28 年 5 月 1 日

至：平成 30 年 4 月 30 日

職	氏 名	用 途	推薦団体等	備 考
委員	上野 陽三	家事用	個人依頼 (簡易水道利用者)	落石地区町会連合会 会長
委員	北村 明教	家事用	根室市町会連合会	副会長
委員	作地 健二	営業用	根室商工会議所	常議員 卸・小売商業部会 部会長
副委員長	佐藤 幸男	団体用	道東あさひ 農業協同組合	金融共済部委員長 根室支所統括理事
委員	高橋 友樹	家事用	一般社団法人 根室青年会議所	専務理事
委員	武田 静夫	家事用	根室消費者協会	会長
委員長	長谷川 敬二	浴場用	根室公衆浴場 協同組合	組合長
委員	曳田 理夫	団体用	根室漁業協同組合	専務理事
委員	平野 武洋	工業用	根室水産協会	理事
委員	福井 美津夫	営業用	根室料理飲食店 組合連合会	副会長

※委員は50音順

委員会開催状況

平成28年度 第1回委員会 【平成29年3月28日（火）開催】

主な審議内容

- ・根室市水道事業及び下水道事業会計決算見込み及び平成29年度当初予算について
- ・水道事業会計の現状と今後の見通しについて

○水道事業の現状と課題、現行料金のまま料金改定をしなかった場合の財政収支予測等について説明を行った。

平成29年度 第1回委員会 【平成29年11月22日（水）開催】

主な審議内容

- ・平成28年度 根室市水道事業及び下水道会計決算について
- ・浄水場包括的管理委託について
- ・水道料金改定案について（諮問）

○根室市長から根室市水道事業及び下水道事業運営委員会、長谷川敬二委員長へ諮問した。

○総括原価方式による料金算定結果、新たな料金体系（案）（4パターン）、改定後の給水収益や収益的収支、財政収支計画について説明後、審議を行った。

平成29年度 第2回委員会 【平成29年12月19日（火）開催】

- ・第1回の委員会開催時の質問等への回答について
- ・第1回の委員会内容について再度確認及び今後のスケジュールについて
- ・委員からの意見等の集約

○平成29年度第1回開催時の意見等を集約し、各パターンとの違いを確認した後に審議を行った。

平成29年度 第3回委員会 【平成30年1月30日（火）開催】

- ・第2回の委員会開催時の意見等の集約について
- ・料金改定表の絞込みについて

○平成29年第2階開催時の意見等を集約した後に料金改定表の軸となるパターンを決定した。

平成29年度 第4回委員会 【平成30年2月27日（火）開催】

- ・平成30年度 根室市水道事業及び下水道事業会計予算（案）について
- ・答申案の内容の絞込み及び集約について

○平成30年度の水道事業及び下水道事業会計予算（案）について説明を行った。

○第3回で軸として決定したパターンから修正を加えた料金改定表案を示し、さらに答申書に記載される事項について集約を行った。

平成29年度 第5回委員会 【平成30年3月27日（火）開催】

- ・料金改定案の審議について
- ・答申案の配布及び内容の精査について

○料金改定案について審議を行い、答申案を配布、また内容について精査を行い、答申内容を確定した。

根室市水道事業及び下水道事業運営委員会条例

昭和47年 6月23日
条例第28号改正 昭和53年10月18日条例第45号 昭和55年 3月31日条例第5号
昭和57年 4月16日条例第10号 平成18年 3月27日条例第13号

(設置)

第1条 水道事業及び下水道事業の円滑な運営を図るため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき水道事業及び下水道事業運営委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所管事項)

第2条 委員会は、市長の諮問に応じ、水道事業及び下水道事業の経営について調査審議する。

(組織)

第3条 委員会は、委員11名以内で組織する。

2 委員は、学識経験者及び関係受益者のうちから市長が委嘱する。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は2年とする。ただし、補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。

(委員長等)

第5条 委員会に委員長及び副委員長各1名を置き、委員の互選によつてこれを定める。

2 委員長は、委員会を統理し、また会議の議長となる。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会は、必要に応じ委員長が招集する。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

(報酬及び費用弁償)

第7条 委員の報酬及び費用弁償は、別に定める規定により支給する。

(補則)

第8条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和53年10月18日条例第45号）

この条例は、昭和53年10月21日から施行する。

附 則（昭和55年 3月31日条例第5号）

この条例は、昭和55年 4月 1日から施行する。

附 則（昭和57年 4月16日条例第10号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成18年 3月27日条例第13号抄）

(施行期日)

1 この条例は、平成18年 4月 1日から施行する。